



2021年9月

フェアコンサルティンググループは、世界 16 カ国・28 のグローバル拠点を、提携ではなくフェアコンサルティングの直営拠点として展開しています。

弊社展開国の中から、東南アジア・インド・オーストラリア各国の情報を本ニュースレターに集約しております。現地の情報収集目的などに是非ご活用ください。

今月の掲載国は、以下のとおりです。（五十音順。国名をクリックすれば該当ページへ飛びます。）

[インド](#)、[インドネシア](#)、[オーストラリア](#)、[シンガポール](#)、[タイ](#)、[フィリピン](#)、[ベトナム](#)、[マレーシア](#)



インド

1. OSH Code 解説その 3（労働時間、残業、有給休暇）

インドでは、2020 年 9 月までに 4 つの Labour Code が成立し、29 の労働法の統廃合が実施されました。本稿では、そのうち特に重要な The Occupational Safety, Health and Working Conditions Code, 2020（OSH Code）の労働時間、残業、有給休暇について解説します。

なお、OSH Code は 2021 年 9 月現在未施行の状況にあります。また、OSH Code の規則案(Draft of The Occupational Safety, Health and Working Conditions Code(Central) Rules, 2020(規則案))が公表されていますが、規則として正式には成立していない状況にあります。

(1) 労働時間

OSH Code では、1 日の労働時間の上限が原則 8 時間に統一されました(OSH Code 25 条 1 項)。廃止される Factories Act 1948（工場法）においては、工場における労働時間の上限は原則として 9 時間とされているため、工場における労働時間の上限が短縮されることとなります。また、原則として使用者は週 6 日を超えて労働者を働かせてはならないことが規定されています(OSH Code 26 条 1 項)。

また、規則案においては、1 週間の労働時間の上限は 48 時間とされ(規則案 28 条 1 項)、5 時間毎に少なくとも 30 分の休憩を挟まなければならないものとされています(規則案 28 条 3 項)。

(2) 残業

OSH Code では残業代のレートは、賃金の 2 倍とされており、また、残業時間の算出は日にちまたは週ベースのうち従業員に有利な方が適用されるものとされています(OSH Code 27 条)。

また、規則案においては、残業時間は、1 日 8 時間を超える部分または 1 週間 48 時間を超える部分とされており(規則案 56 条 1 項)、残業時間に端数がある場合、15 分から 30 分は 30 分として取り扱い、30 を超える部分は

1 時間として取り扱うものとされています(規則案 56 条 2 項)。

(3) 有給休暇

OSH Code では、暦年で 180 日以上働いた労働者に対して、20 日毎に 1 日の有給休暇が付与されるものとされています(OSH Code 32 条 1 項(i))。また、未消化有給休暇の翌年への繰越は原則として 30 日を上限に認められています(OSH Code 32 条 1 項(vii))。なお、未消化有給休暇の買取については労働者が解雇された場合や死亡した場合など一定の場合に認められています(OSH Code 32 条 1 項(vi))。

インドネシア

1. 経済法令

《インドネシア財務大臣規程 NO 115/PMK.03/2021 (ビジネスを容易にするために、LNGからEPCへのVAT 免税措置)》 = 2021年9月1日発効

インドネシア財務省は、2021 年 9 月 1 日から付加価値税 (VAT) を免除される施設とその目的を再編成する。VAT を免除する戦略的特定課税品目の輸入および引き渡しに関する政令の改正令『2020 年第 48 号』の実施細則となる財務相令『21 年第 115 号』を 8 月 31 日付で公布、1 日から施行した。当該規定の目的の 1 つは、業界のためだけでなく、それらの戦略的課税対象商品に関連するすべての関係者にビジネスを容易にすること。付加価値税の対象品は以下の通りに 4 つのものを再編成された。

1. 総合建設工事を手掛ける設計・調達・建設 (E P C)
2. L N Gと電力供給事業許可を持つ製造業の発電設備
3. 電気の接続コストと負荷コスト
4. 電力を供給するための事業許可を有する加工産業の統合された部分である発電ユニットを含む機械および工場設備の定義を拡大

《2021年の財務省関税総局通達 No.PER-9/BC/2021 (保税地域事業者の義務)》

2018年の財務省関税総局通達 No.PER-19/BC/2018の改正通達 = 2021年8月9日発効

改正通達によるポイントは以下の通り

- 第 17 条の改正により、保税地域事業者 (PDKB) は、商品の出し入れ (IT 在庫) に情報技術を利用・導入することとし、当該情報技術システムは、調査と監督のために、財務省関税総局 (DJBC) と税務総局 (DGT) からもアクセスが可能となる。以前の通達では、調査目的でのみアクセスを可能にしていた。
- 追加 第 74A 条により、財務省関税総局の承認のうえ、DGT の担当者は、商品の出入りのための情報技

術（IT 在庫）にアクセスすることが可能。

- PDKB は、定期的な VAT の申告書が提出される税務当局（KPP）の担当に、情報のアップロードを実施してから 2 か月以内に当該アップロード結果に関する報告を提出する。この義務は、以前の通達には記載されない。

2. 経済ニュース

【2022年の国内総生産成長率目標5.2～5.5%】

8月30日にインドネシアの国会第11委員会（財政・開発計画・金融担当）は、2022年の国内総生産（GDP）成長率目標を5.2～5.5%とすることで政府と合意したと発表した。政府が8月16日に国会に提出した22年度（暦年）予算案で設定したGDP成長率目標の5.0～5.5%から、下限を上方修正した。

国家開発庁（バペナス）のスハルソ長官によると、今年は新型コロナ対策に注力するため、来年が経済回復の重要な時期となると指摘で、政府は社会に対して楽観的な姿勢を示すことが必要だと述べた。スリ財務相は、GDP成長率の下限引き上げに合意しつつも「新型コロナウイルスの感染状況は不確定要素が多く、予測がつかない」と述べ、慎重な姿勢を示した。このほかマクロ経済指標では、インフレ率を3%、対米ドルのルピア為替レートは1万4,350ルピア（約110円）、国債10年物金利は6.8%とすることで合意した。

【インドネシア 歩調を合わせた世界回復を促進 次期G20議長国】

インドネシアのスリ財務相は14日、インドネシアは20カ国・地域（G20）の次期議長国として、パンデミック（世界的大流行）からの歩調を合わせた世界的な景気回復の促進に努めると述べた。世界第4位の人口規模を持つインドネシアは、12月から1年間、イタリアに続いて輪番制のG20議長国を務める。スリ財務相は「新型コロナウイルスによるパンデミックからの世界的な回復の方向性を決定するにあたり、インドネシアには戦略的な機会がある」とし、G20では、新型コロナ禍への対処にあたり各国が導入した金融・財政政策を終了させる時期が討議の焦点になると指摘。「各国はそれぞれ異なる事情を抱えているため、議論には困難が予想される」と述べた。そのほかインドネシア中央銀行のペリー・ワルジョ総裁は、デジタル決済を後押しするために、中銀が発行するデジタル通貨（CBDC）の促進にも努めると述べた。

【経営者協会 破産訴訟の一時停止を要請】

インドネシア経営者協会（Apindo）は、ジョコ・ウィドド大統領に破産訴訟の一時停止を要請。コロナ禍期間中の破産に関連する法令に代わる政府規則（Perppu）を直ちに発行することを要請した。当該Perpuは、破産および債務返済義務の延期に関する2004年法律第37号を改正することが奨励されている。これまで、Apindoは、破産に対する要件があまりに簡単であるため、債務支払猶予（PKPU）および破産の申請にモラルハザードが横行している可能性があることを考慮して、破産と債務返済義務の延期に関する2004年法律第37号を改正するよう政府に要

請した。また Apindo は、債務支払猶予のケースの増加とともに、破産自体も増加していると述べた。5 つの一般商事裁判所における PKPU と破産の手続きは、2020 年に 747 件であったが、2021 年は 8 月までに 551 件に達している。

【新車奢侈税免除措置の延長提案】

インドネシアのアグス産業相は、政府が負担した奢侈税（PPnBM DTP）の新車購入時の 100%免除措置（一部の 1500cc 以下 に適用）を延長する提案に署名したと述べた。産業省のデータによると、2021 年第 2 四半期の自動車販売は、免除が実施された後、758%にまで劇的に増加した。PPnBM DTP 100%の免除は 2021 年 8 月に終了することとなり、9～12 月は免除幅を 25%に減額することとなっていた。

3. コロナ関連ニュース

以下、9月14日時点の情報でまとめています。インドネシアへの渡航あるいは日本への帰国などについては、特に最新の情報を入手されますようご注意ください。

■ コロナ感染者数（9月14日時点）

（インドネシア累計）4,174,216人 前日対比 +4,128人

（ジャカルタ累計）854,929人 前日対比 +37人

■ コロナ死者数（9月14日時点）

（インドネシア累計）139,415人 前日対比 +250人

（ジャカルタ累計）13,454人 前日対比 +22人

■ ワクチン接種（9月14日時点）

ワクチン接種 一回目 74,257,515

ワクチン接種 二回目 42,565,313

■ 保健大臣：来年のブースター接種、ブランドの選択は自由だが、すべてが無料というわけではない

インドネシアのブディ・グナディ・サディキン保健大臣は記者会見の中で、来年はブースターワクチンが接種可能になるだろうと述べた。しかし、すべての市民が無料で入手できるわけではない。ブースター接種のコストは、クラス III 非賃金労働者（BPBU III カテゴリー）に分類される市民に対しては地方自治体に請求されることとなる。同時に、残りの 9370 万人は、ブースターワクチンを購入する独立したスキームに含まれることとなる。独立したブースターワクチン接種スキームは、企業間および有料ベースで開始される予定。利用可能なワクチンの種類は、WHO および BPOM RI から緊急使用許可（EUA）を受けた対象者に合わせて調整されることとなる。

■ その他

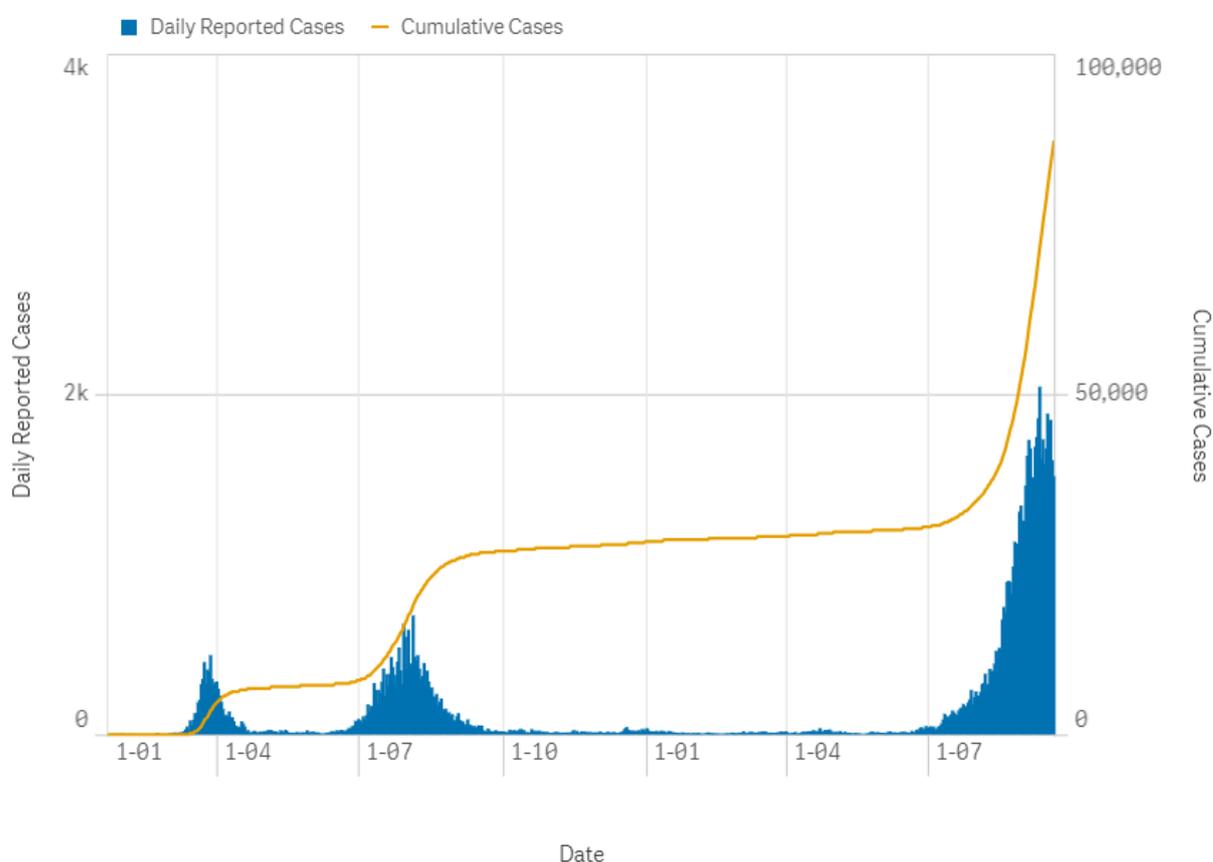
- ◇ ジャワ・バリ両島の新型コロナウイルス対策の活動制限（PPKM）について、2021年9月14日～20日までの延長が発表された。延長されたPPKMにおいても、西ジャワと中部ジャワの3つの地域はまだレベル4のステータスが継続している。一方、他の5つの県はレベル3及びレベル2のステータスに引き下げられる。世界保健機関（WHO）のガイドラインによると、特定の基準によりレベル2に引き下げられる領域は、1週間に人口10万人あたり20人から50人未満のCovid-19の陽性症例数、10万人あたり5人から10人未満のCovid-19の入院者数、10万人あたり2人未満の死亡者数の基準を満たす必要がある。
- ◇ インドネシアに居住する在留邦人向けに、インドネシア保健省による無料（インドネシア政府負担）の英アストラゼネカ社製ワクチン接種が行われる。大使館に接種希望の登録をした人は、大使館から9月13日以降に通知される予定の保健省予約受付ウェブサイトから接種予約を行う。接種日は、17日、20日、21日、22日、23日の5日間。いずれも午後1時から2時30分まで。会場は北ジャカルタのタンジュンプリオク港湾検疫所。詳細情報および条件について、在インドネシア日本国大使館のウェブサイトを確認のこと。

オーストラリア

1. 新型コロナウイルス最新情報

オーストラリアでの日々の感染者数は直近（9月20日時点）で **1,515人** となり、デルタ型変異株の感染拡大を受け7月以降大きく増加しています。内訳は、ニューサウスウェールズ州 936人、ビクトリア州 567人、首都特別地域 7人などとなっています。

Source: Department of Health, States & Territories Report 20/9/2021



ニューサウスウェールズ州シドニー大都市圏でのロックダウン（6月26日から実施）及びビクトリア州メルボルン都市圏でのロックダウン（8月5日から実施）は引き続き実施されていますが、両州からは、一定のワクチン接種割合に応じた段階的な制限緩和に関するロードマップが発表されています。

2. ASIC への財務諸表提出期限の延長（2021 年 6 月期）

新型コロナウイルスによる影響を踏まえ、オーストラリア証券投資委員会（ASIC）は決算日が **2021 年 6 月 23 日から 2021 年 7 月 7 日**までの財務諸表について**提出期限を 1 ヶ月延長**しています。例えば、2021 年 6 月 30 日決算会社の場合、ASIC への財務諸表の提出期限は以下となります。

	通常	延長後
公開会社	9 月 30 日 (決算日から 3 ヶ月)	10 月 31 日 (決算日から 4 ヶ月)
非公開会社（大会社）*	10 月 31 日 (決算日から 4 ヶ月)	11 月 30 日 (決算日から 5 ヶ月)
非公開会社（大会社以外）	提出不要	提出不要

* 該当決算期末において以下の 2 つ以上の条件を満たす場合は大会社

- ・ 年間売上高（連結） : 50 百万豪ドル以上
- ・ 総資産（連結） : 25 百万豪ドル以上
- ・ 従業員（連結） : 100 人以上

 シンガポール

1. シンガポール移転価格ガイドライン第6版の公表

2021年8月10日、シンガポール税務当局であるIRASは新移転価格ガイドライン第6版を公表しました。第5版のような大きな改訂ではありませんが、OECD移転価格ガイドラインを受けた改訂、第5版の記載内容の明確化・具体化を目的とした追加ガイダンス・FAQに係る回答の提供、そして、実施内容に変更はないものの「移転価格調査」としてこれまで使用されていた「Transfer Pricing Consultation」から「Transfer Pricing Audit」に用語が改められ、実務に合わせる形となっています。主なポイントは、以下の8項目になります。

1. ベリー比に係る追加ガイダンス	
従来まで	ベリー比については、「利益水準指標の一つとして、営業費用に対する売上総利益の割合であるベリー比がある」、という簡単な説明のみ記載されていました。
変更点	以下の説明が追加されました。 <ul style="list-style-type: none"> ◆ 「基本的にベリー比は、実行された機能の価値は、売上高ではなく営業費用に比例するという推定に基づいている」 ◆ 「売上原価が収益性の重要な要因であり、例えば、輸送計画、スケジューリング、物流機能、または商品の改良、変更やマーケットへの投入などを通して売上原価に影響を及ぼす場合、ベリー比は信頼性のない利益水準指標となる」
解説	ベリー比適用における以下の要件については変更ありません。そのため、今回の追加ガイダンスについては、これまでのガイダンスの補足的な位置付けであると考えます。 <ul style="list-style-type: none"> ◆ 関連者から製品を購入し、関連者に販売する仲介役を担っている ◆ 製品の販売において、販売以外の付加価値活動を実施していない（付加価値機能を有していない） ◆ 製品の価値によって販売機能/活動の価値に影響が出ない ◆ 営業費用と売上総利益に直接的なつながりが認められる ◆ 販売取引において無形資産の使用が認められない
2. 移転価格文書化、APA申請に係るFAQ	
従来まで	移転価格文書化及びAPA申請に係るFAQの記載はありませんでした。
変更点	以下のFAQ及びガイダンスが追加されました。 【移転価格文書化】 <ul style="list-style-type: none"> ◆ なぜ移転価格文書の作成日を記載する必要があるのか

FCG ニュースレター

東南アジア・インド・オーストラリア

	<ul style="list-style-type: none"> ◆ グループレベルの情報として求められているグローバルのグループ組織図はどのように記載すべきか ◆ エンティティレベルの情報はどのように記載すべきか ◆ 関連者間取引の情報として何を含めるべきか ◆ エンティティレベルの移転価格分析としてどのような情報を含めるべきか ◆ 他の関連者が作成した移転価格文書を用いることは可能か <p>【APA】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ IRAS が現在調査対象としている関連者間取引について、将来年度を対象とする APA の申請は受理されるか ◆ ロールバック 2 年 + 将来年度を対象とする APA を申請する場合で、ロールバック期間と将来年度で異なる移転価格手法が適用されている場合、申請は受理されるか
解説	<p>移転価格文書化＝ローカルファイルについては、これまでのローカルファイル記載事項を補足する目的で FAQ 及びガイダンスが示されたと考えます。</p> <p>APA については、納税者から多く問い合わせのある質問についてガイダンスとして示しています。税務調査で現在対象となっている取引については、調査中の APA 申請は受け入れられない可能性が高いとされ、また、ロールバック期間と将来年度で異なる移転価格算定手法が適用されている場合、その合理性を確認するとしながらも、大きな変更がない状況であれば同じ手法が適用されるべきとされ、特に違和感のないガイダンスとなっております。</p>
<h3>3. 「Transfer Pricing Consultation」から「Transfer Pricing Audit」へ</h3>	
従来まで	<p>移転価格調査は「Transfer Pricing Consultation」とされ、目的は「納税者が移転価格ガイドラインを遵守していることを確認し、IRAS が納税者に助言できる分野を特定すること」とされていました。</p>
変更点	<p>実際に IRAS からのレターに記載されるようになった「Transfer Pricing Audit」という表現に変更。</p> <p>目的は、納税者への助言分野特定に加え、「納税者が独立企業原則を遵守しているか、また、法人税規則と移転価格文書化規定に則り移転価格文書を作成しているかを判断し、納税者が独立企業原則に則った運用をしていない場合、IRAS は移転価格課税を検討する」とされました。</p>
解説	<p>ガイドラインにて使用される用語が「Consultation」から「Audit」へ変更されたことに伴い、目的も独立企業原則の遵守、移転価格文書が適切に作成されているかの確認も対象となりましたが、実務上、既にここ数年の移転価格コンサルテーションは「移転価格調査」に変更になっており、また、移転価格文書の提出も求められていることから、実態に合わせたガイドラインの修正であると考えます。</p>
<h3>4. サーチャージ免除に係る追加ガイダンス</h3>	
従来まで	<p>移転価格課税におけるサーチャージ 5% について、免除に係るガイダンスはありませんでした。</p>
変更点	<p>移転価格調査に協力的で、コンプライアンスの記録が良好な納税者に対してのみ、サーチャージの一部または全額の免除を検討するとし、そのためには以下の 3 つの条件を満たす必要があるとされています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 納税者が協力的であり、IRAS が求めた期限内に回答や必要書類を提出している



	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 法人税規則、移転価格文書化規定に基づいた適切な移転価格文書を作成している ◆ 税務申告書を迅速に提出し、IRAS が定めた期限までに納税している <p>また、voluntary disclosure により自主的に所得の上方修正を実施した納税者もサーチャージが全額免除されるしていますが、税務申告期限から 2 年以内であること、IRAS から該当年度について質問票や調査実施通知を受け取っていないことの 3 つの条件を満たすことが必要となります（ただし、税務申告期限から 2 年を経過している場合であっても、残りの 2 つの条件を満たす場合、サーチャージの一部は免除される可能性があります）。</p>
解説	<p>IRAS としては、協力的な納税者や自身で移転価格設定の誤りを認め修正しようとする納税者に対してはサーチャージ 5% を一部、または全部免除する考えを示しており、納税者の調査への協力、コンプライアンス遵守、自主修正を促しています。一方、近年移転価格調査が増加傾向であり、IRAS の負担も増していることから、その軽減も考慮されたガイダンスであると考えます。</p>
<p>5. IRAS が APA 申請を受理しない場合の仲裁および状況に係る追加ガイダンス</p>	
従来まで	<p>適切な移転価格文書が作成されていない場合などにおいて IRAS が APA や MAP 申請を受理しないケースがあること、また、その場合、納税者は関連する国内法に基づく代替救済策や移転価格リスク管理のための他のオプションの選択が可能とされていました。</p>
変更点	<p>APA で申請された確認対象取引に真正なる商業上の理由がない場合、善意の商業的な理由で行われていない場合や、租税回避・削減が主目的の一つである場合においては、APA 申請を受理しないとされました。</p> <p>また、納税者が適切な移転価格文書を作成していない場合や、独立企業原則を遵守していない場合など、特定の状況において IRAS は MAP・APA 申請を却下することができますとしています。</p>
解説	<p>APA の申請は、将来的な税務調査や課税回避が目的となるケースが多いですが、メリットを上手く活用した租税回避手段となるケースもあります。IRAS としては、納税者や他国に対しても、シンガポールはそのような租税回避スキームを認める国ではないことをアピールする狙いがあると考えます。</p> <p>また、MAP・APA 申請を却下する理由として、「独立企業原則を遵守していない場合」が追加されました。これは、独立企業原則に則らない価格設定で調査において課税を受け二重課税が生じたケースや、納税者に都合の良い APA 申請について、APA の審査や相互協議の手間を考慮し、IRAS はサポートしないことを明文化したものと考えます。</p>
<p>6. グループ内役務提供(IGS)に係る追加ガイダンス</p>	
従来まで	<p>有償性判定、サービスフィー、5% マークアップの低付加価値サービスなどについてガイダンスが示されていました。</p>
変更点	<p>株主活動、重複活動についてのガイダンスが追加されました。</p> <p>【株主活動】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 親会社や地域持株会社が実施する、株主総会、親会社株式の発行、証券取引所への上場、親会社の報告義務への対応、親会社のために実施する他のグループメンバーの会計監査などは株主活動となる



	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 株主活動は株主である親会社等が自身のために実施する活動であり、グループメンバーはその活動を必要としないので対価性はない ◆ 株主活動を株主に代わってグループメンバーが実施する場合は、株主に対する役務提供とみなされる <p>【重複活動】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ グループメンバーであれば、他のグループメンバーが自分自身のために実施している、または第三者から受けているサービスを単に重複して実施することが可能であり、このようなサービスには商業的または実務的に必要性がないため、有償性はないと判断される ◆ しかしながら、ビジネス上の意思決定を容易にするために、様々な専門家の意見を求めたり、規制管理機能をローカルとグループレベルで実施する場合など重複が必要なケースもあるため、重複性を検討する際には、サービスの性質、重複の理由、サービスが双方にとって異なるか、追加的か、補完的か、などを判断する必要がある <p>また、「OECD 低付加価値グループ内サービスに係る簡便法」に基づいた 5%マークアップに係るガイダンスが追加されました。シンガポール移転価格ガイドライン Annex C に定める Routine Support Services に該当しないため 5%マークアップが適用できない納税者は、以下の条件を満たす場合、OECD 低付加価値サービスに係る簡便法(OECD 簡便法)に基づく 5%マークアップの適用を検討できるとしています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 対象となる低付加価値サービスが OECD 簡便法における低付加価値グループ内サービスの定義を満たしている ◆ 対象となる低付加価値サービスが OECD 簡便法における低付加価値グループ内サービスとして明確に除外されていない ◆ 対象となる低付加価値サービスの相手国税務当局も同様に OECD 簡便法を採用している ◆ サービス提供者が対象となる低付加価値サービスと同一のサービスを第三者に提供していない ◆ 対象となる低付加価値サービスにかかる直接費、間接費、営業費を含む全ての費用が、5%マークアップのコストベースとして考慮されている <p>移転価格文書作成が義務となっている納税者は、OECD 簡便法を適用する場合、エンティティレベルのセクションに OECD 移転価格ガイドライン VII 7.64 に規定されている情報を記載する必要があります。</p>
解説	<p>株主活動、重複活動については OECD 移転価格ガイドラインで既に公表されている考え方で、シンガポールにおいては実務上考慮されてはいましたが、ようやく移転価格ガイドラインにも記載された形となります。</p> <p>また、シンガポール移転価格ガイドラインに規定されている 14 の Routine Support Services に限らず、5%マークアップ適用については OECD の簡便法を用いることも認められ、より柔軟性が増した形となりました。</p>
<p>7. グループ金融取引に係るガイダンスの改訂/追加ガイダンス</p>	
従来まで	<p>グループローン金利、リファイナンス、IRAS が公表する指標マージン適用に係るガイダンスが示されていました。</p>
変更点	<p>グループローン金利設定方法における借手の信用格付について、以下のガイダンスが追加されました。</p>



	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 借手の信用格付が公表されていない場合において、借手の信用力評価のため、公開されている金融ツールや独立信用格付機関の手法を用いた定量的・定性的な分析の適用が可能 ◆ 借手が経営不振に陥った場合に、グループから金融支援を受けるといった、グループに属している（受動的関係）という理由だけで借手が受けることができる付随的な利益があり、このような暗黙の支援は、借手の信用格付に影響を与える可能性がある ◆ 借手がグループのコアビジネスを行っている場合や借手のグループにおける戦略的な重要性、業務上の統合度と重要性、名称の共有、潜在的なレピュテーションインパクト、グループ全体へのマイナス影響などから判断して、グループの他のメンバーから支援を受ける可能性が高いということであれば、グループの信用格付との関連性が高いため、グループの信用格付を基に借手の信用格付を評価することが適切（暗黙の支援に対する対価及び比較分析上の調整は不要） ◆ グループの他のメンバーから支援を受ける可能性が低いということであれば、借手のスタンドアロン評価を用いることが適切 ◆ また、銀行からの見積もり（バンカビリティ・オピニオン）については、実際の取引ではないということで独立企業間価格であることの証明にはならない
<p>解説</p>	<p>CUP が適用できない場合（第三者等金融機関から同じ条件での借入がないなど）、借手の信用力を基にスプレッドを計算する必要があり、これまでは外部格付会社が提供するソフトウェアなどを用いた格付評価が方法として記載されておりましたが、今回の改訂で金融ツールや格付機関（Standard & Poor's 等）の格付手法の適用が追加され、実務的には既に導入されていた分析方法がようやくガイドラインにおいても明記された形です。</p> <p>また、こちらも既に実務では導入済ですが、受動的関係による付随的便益についても、OECD 移転価格ガイドラインに則り、取引ではない旨明文化され、対価や調整不要でグループ信用格付をベースとした借手の信用力評価がガイドライン上も可能となりました。</p>
<p>8. Cost Contribution Arrangements (CCA)に係る新ガイダンス</p>	
<p>従来まで</p>	<p>CCA（費用分担契約）に係るガイダンスはありませんでした。</p>
<p>変更点</p>	<p>CCAに係るガイダンスが新たに追加されました。CCAは、企業間で、無形資産、有形資産、またはサービスの共同開発、生産、または取得に伴う貢献とリスクを共有するための契約上の取り決めで、そのような無形資産、有形資産、またはサービスが各参加者の個々のビジネスに利益をもたらすことが期待されているという理解の下に行われるものを指します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ CCAには主に開発 CCA とサービス CCA があるとされ、それぞれの考え方を示すと共に、CCAを独立企業原則に則って実施するための4つのステップを示しています。 <p>Step 1: 参加者を決定</p> <p>Step 2: CCA から得られる参加者の期待収益の分配割合を決定</p>

FCG ニュースレター

東南アジア・インド・オーストラリア

	<p>Step 3: CCA に対する各参加者の貢献度を評価（独立企業間価格の決定）</p> <p>Step 4: 期待収益の分配割合に応じて、各参加者への CCA 拠出金の配分を決定</p> <ul style="list-style-type: none">◆ CCA への参加、脱退・終了に係る期待収益の分配割合、貢献度の再評価に係る詳細なガイダンスを示しています。◆ また、移転価格文書において CCA に係る詳細（参加者、目的・範囲・条件、機能リスク分析、独立企業原則の適用、参加者間の支払いの詳細、など）の記載を求めています。
解説	<p>本ガイダンスについては、OECD 移転価格ガイドラインに準拠しており、新たなコンセプトの記載はありません。そのため、既に OECD 移転価格ガイドラインに則り CCA を締結、運用されている会社においては特に新たな論点は生じないと考えます。</p> <p>複数の関連者間取引を簡素化することができる一方、CCA はこれまで欧米中心に運用がなされていたということもあり、特にアジア地域においては比較的新しい考え方であるため、締結前に各国における規定や実務を確認することが必要となります。</p>



1. 社会保険料率の減額（5回目）

Covid-19の影響を受けて、タイの社会保険料は2020年3月—5月、および2020年9月—11月、2021年1月-3月、2021年6月—8月の4回、社会保険料の負担が低減されていました。この度、2021年9月—11月の3か月間について、再び雇用者、被雇用者の負担を軽減する旨の公表がされています。

削減対象	旧負担率	新負担率	期間
雇用者	5%	2.5%	2021年9月—11月
被雇用者	5%	2.5%	

社会保険料負担額は、被雇用者の賃金額（社会保険計算上の固定的給与額）から計算されますが、賃金上限は15,000THB/月/被雇用者となり、旧負担率の負担上限は750THB（雇用者および被雇用者）であったのに対し、低減された負担上限は、375THB（雇用者及び被雇用者）となります。

（タイ内閣公表ニュース-9月21日閣議決定-No.8）

<https://www.thaigov.go.th/news/contents/details/46045>

（タイ社会保険庁公表-Cabinet approves 3-month contribution reduction）

https://www.sso.go.th/wpr/main/news/%E0%B8%82%E0%B9%88%E0%B8%B2%E0%B8%A7%E0%B8%9B%E0%B8%A3%E0%B8%B0%E0%B8%8A%E0%B8%B2%E0%B8%AA%E0%B8%B1%E0%B8%A1%E0%B8%9E%E0%B8%B1%E0%B8%99%E0%B8%98%E0%B9%8C_category_table-list_1_16_0

 フィリピン

1. 2021 年フィリピンの状況

隔離措置については以下の取り扱いが定められている。

上から順番に厳しい措置となるが、これらの隔離措置に加え、都市全体及び地方自治体で対処するための、パイロット実施に関するガイドライン、警戒レベル・システムが発表された。この警戒レベル・システムはコロナ疾患のリスクを管理・最小化することを目的に導入され、新たな発見や分析により変更される可能性がある。また、これまでの概ね州単位のコミュニティ隔離措置に比べ、より狭い範囲、地域を単位に適用・運用される。

9月16日から30日まで、マニラ首都圏（NCR）は新警戒レベル・システムのレベル4に指定された。

強化されたコミュニティ隔離措置	ECQ : Enhanced Community Quarantine
修正を加えた強化されたコミュニティ隔離措置	MECQ : Modified Enhanced Community Quarantine
一般的なコミュニティ隔離措置	GCQ : General Community Quarantine
新警戒レベル・システム	高 警戒レベル 5
	↑ 警戒レベル 4
	警戒レベル 3
	警戒レベル 2
	低 警戒レベル 1
修正を加えた一般的なコミュニティ隔離措置	MGCQ : Modified General Community Quarantine

レベル4では、MECQ下ではテイクアウト、デリバリーのみ可と厳しい制限があった飲食店での飲食について、コロナワクチン接種完了者であれば、屋外飲食30%、屋内飲食10%という制限はあるものの、飲食店の利用が可能となる。その他、コロナワクチン接種完了者を対象に、床屋や美容院、サロン等の施設の営業制限も緩和されることとなった。

首都圏では、接種目標人口である約900万人の半数がコロナワクチン接種を終えたと発表した。一方で、デルタ株、ラムダ株といった変異種の感染拡大、ワクチン接種率の格差が要因となり、感染の中心が地方に移りつつあると懸念されている。

また、フィリピンでは、2022年5月に任期満了となるドゥテルテ現大統領の後任大統領を選出する大統領選に注目が集まっている。10月8日に候補者届け出締め切りを迎え、来年2月より選挙運動が開始となるが、ドゥテルテ大統領の所属政党でもある与党PLPラバンは、8月4日、現上院議員のボン・ゴー氏を大統領候補、ドゥテルテ氏が副大統領候補として出馬する方針を決めた。また、ドゥテルテ大統領の妻の娘ということで注目されている、現ダバオ市長のサラ・ドゥテルテ氏は、国民的人気はあるものの、国政の経験はない。前上院議員のボンボン・マルコス氏と連携すると報じられるも、現時点で出馬表明はしておらず、ダバオ市政を継続すると本人は発言している。

その他、現マニラ市長イスコ・モレノ氏、現上院議員マニー・パッキャオ氏の名が候補として挙がっているが、ドゥテルテ路線の継続が支持されるかどうか、今後の動向に注目したい。

2. フィリピンにおける就労ビザ（9g ビザ）が日本滞在中に取得可能に

2021年8月にフィリピンの入国管理局より Operations Order No. JHM 2021-004 が発表され、フィリピン国内に雇用者がいれば、申請者本人は日本などにいる場合であっても、その雇用者を通じてフィリピン国外からでも就労ビザ（9g ビザ）の申請が可能となった。ただし、就労ビザを申請するためには、事前にフィリピン労働雇用省（DOLE : Department of Labor and Employment）から雇用許可証（AEP : Alien Employment Permit）の発行を受けることが必要であることと、就労ビザの取得日から 90 日以内にフィリピンに入国し、フィリピンの入国管理局に登録が必要となる。

3. 8 月中に発表されている会計・税務等に関する主な内容

発行日	発行元	通達番号	内容
8月3日	BIR	RR No.16-2021	BIR Form 2307 および 2316 の BIR への提出方法変更。
8月3日	BIR	RMC No.91-2021	ECQ/MECQ 下における税務申告書提出期限の延長。
8月6日	BIR	RMC No.92-2021	ECQ/MECQ 下における税務調査時の反論書等の提出期限延長。
8月6日	BIR	RMC No.93-2021	ECQ/MECQ 下における税務調査の時効ルール変更。
8月10日	BI	Press Release	期限切れの ACR I カード保有者でもフィリピンへの入国が可能。

FCG ニュースレター

東南アジア・インド・オーストラリア

★ ベトナム

1. 優遇税制について

【優遇税制に関する新政令 Decree 57/2021/ND-CP】

Decree 218/2013/ND-CP および Decree 12/2015/ND-CP により、裾野産業製品を製造するプロジェクトに対する法人所得税の優遇税制は、2015年1月1日以前に投資が行われた企業に対しては適用されないとされていましたが、Decree 57/2021/ND-CP の発表により、2015年以前に裾野産業に投資した企業が商工省から裾野産業プロジェクトの認証を付与され、かつ税務当局からの承認を受ける場合、裾野産業プロジェクトから発生する課税所得に対して、最も有利な条件の優遇税制を遡及適用を受ける可能性があります。

【優遇税制の概要】

法人所得税の優遇税制は、一定の業種や地域などに限り与えられるもので、具体的な優遇税制の内容は次のとおりです。

新規投資企業に対する税率一覧

税率	条件	適用期間	免税	減税 50%
20%	下記以外のすべての企業（優遇税制適用なし）	全期間	—	—
	利便性の高い経済・社会条件を持つ地域 ^(*) に属する場合を除く、工業団地での新規投資プロジェクト ^(**)		2年間	4年間
17%	困難な経済・社会条件を持つ地域での新規投資プロジェクトおよび事業拡大投資プロジェクト ^(**)	10年間	2年間	4年間
	高級鋼・省エネ商品の生産、農業・林業・漁業・塩の生産のための機械・設備製造、灌漑設備の製造、家畜・家禽・水産物用飼料の生産、伝統産業の開発			
	人民信用基金、マイクロファイナンス機関	全期間	—	—
15%	特別に困難または困難な経済・社会条件を持つ地域以外にある農業生産、農水産物加工企業	全期間	2年間	4年間
10%	a) 特別に困難な経済・社会条件を持つ地域、経済区、ハイテク区での新規投資プロジェクトおよび事業拡大投資プロジェクト ^(**)	15年間	4年間	9年間



税率	条件	適用期間	免税	減税 50%
10%	b) 技術開発・科学研究、ハイテク法に規定され、投資が優先されるハイテク応用、ソフトウェア開発、ハイテク養成、複合材料・軽量建材・希少材料の生産、再生可能エネルギー・クリーンエネルギー等の生産、バイオテクノロジー開発、環境保護等に関する新規投資プロジェクトおよび事業拡大投資プロジェクト (**)	15 年間	4 年間	9 年間
	c) 観測設備および環境解析・環境汚染処理の設備を生産する、汚染処理および環境保護、下水・排気・固形廃棄物の処理収集を含む環境保護分野の新規投資プロジェクトおよび事業拡大投資プロジェクト			
	d) ハイテク法に基づくハイテク企業、ハイテク農業企業			
	dd) 特別消費税の課税対象の製品生産と鉱物抽出プロジェクトを除き、生産分野における、次の 2 つ条件のうちいずれかを満たす新規投資プロジェクトおよび事業拡大投資プロジェクト (**)			
	① 投資資本規模が最低6兆VNDで、投資許可書が発行されてから3年以内に総投資額の調達を完了し、売上げが発生してから3年後の年間売上げが、最低10兆VNDになるプロジェクト ② 投資資本規模が最低6兆VNDで、投資許可書が発行されてから3年以内に総投資額の調達を完了し、売上げが発生してから3年後、常に雇用している労働者が3,000人以上のプロジェクト			
e) 投資資本規模が最低 12 兆 VND で、投資許可書が発行されてから 5 年以内に総投資額の調達を完了し、ハイテク法または科学・テクノロジー法に定められたテクノロジーを使用する生産分野の新規投資プロジェクトおよび事業拡大投資プロジェクト(特別消費税課税対象の製品生産と鉱業プロジェクトを除く) (**)				



税率	条件	適用期間	免税	減税 50%	
	<p>g) 次の 2 つ条件のどちらかを満たす優遇対象の裾野産業製品のリストに属する製品製造分野の、新規投資プロジェクトおよび事業拡大投資プロジェクト^(**)</p> <p>① ハイテク法に定められたハイテクサポートの裾野産業製品</p> <p>② アパレル・履物・電子情報技術・車の生産組立・機械製造の分野での製品生産を補助する裾野産業製品であり、2015年1月1日までにベトナムで生産できない、またはベトナムで生産できるがEUの技術基準を満たす裾野産業製品</p>				
	<p>※上記 b)、c)、e)のプロジェクトについては、優遇税制の適用期間が延長される可能性がある。最大延長期間は15年間となる(条件付き)。</p> <p>① 上記の b) および c)のプロジェクトで、大規模・ハイテク、または新しいテクノロジーの投資プロジェクト</p> <p>② 上記の e)のプロジェクトで、次の3つ条件のうちいずれかを満たす場合。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 世界的に競争力がある製品を生産し、最初の売り上げが発生してから5年後の年間売り上げが、最低20兆 VND になるプロジェクト - 常に雇用している労働者が6,000人以上のプロジェクト - 経済技術基盤分野（上水道施設・電気工場・水供給と排水システム、橋梁、道路、鉄道、空港、港、エアターミナル、駅、新しいエネルギー、グリーンエネルギーの開発投資、省エネ産業、石油精製所開発プロジェクトを含む）の投資プロジェクト 				
10%	教育・訓練・職業訓練・医療・文化・環境およびスポーツ・司法鑑定分野における社会化活動の実施から生じる所得	特別に困難または困難な経済・社会条件を持つ地域	全期間	4年間	9年間
		上記地域以外			5年間
	住宅法の第53条で規定されている対象向けの社会住宅投資プロジェクト			-	-
	プレス機関の新聞発行による所得、出版機関の出版活動による所得				

税率	条件	適用期間	免税	減税 50%
	森林の植栽・保護、社会・経済的に困難な地域での農業・林業・水産業、塩の生産・精製、産物・水産物・食品の保管 等			
	農業共同組合、共済組合			

- 優遇税率の適用期間は、売り上げが発生した年から開始されます。ハイテク企業、ハイテク農業企業に対しては、ハイテク企業、ハイテク農業企業である証明書が発行された年から開始されます。ハイテク応用プロジェクトに対しては、ハイテク応用プロジェクトである証明書が発行された年から開始されます。
- 免税・減税期間は、課税所得が発生した年度から適用されますが、売上発生後 3 年間課税所得がない場合は、4 年目から自動的に開始されます。

(*) ここでの「利便性の高い経済・社会条件を持つ地域」は特級市、中央直轄市 1 級、省直轄市 1 級の市内の区で、2009 年 1 月 1 日以降郊外の区から変更されたそれらの都市の区を含まない。特級市、中央直轄市 1 級、省直轄市 1 級はハノイ、ホーチミン、ハイフォン、ダナン、カントー、フエ、ビン、ダラット、ニャチャン、クイニョン、バンメトート、ナムディン等が含まれます。

(**) **新規投資プロジェクトと事業拡大投資プロジェクトについて**

1. 新規投資プロジェクトとは、下記以外のもので、最初のプロジェクトとして実施される、または実施しているプロジェクトとは別のプロジェクトを指します。
 - a) 法律に従い、企業の分割・合併・統合および企業形態の変更により設立されたプロジェクト
 - b) 株主が変更されたプロジェクト（以前の株主企業の資産、場所、業務内容を利用して、事業を継続する新規投資プロジェクトも含みます）
2. 拡大投資プロジェクトとは、優遇税制を享受できる地域・分野で事業を実施している投資プロジェクトの、①生産規模を拡大する、②生産能力を増加させる、③生産技術を向上させる投資プロジェクトを指します（合併、買収による事業拡大を除く）。

その上で、次の 3 つの条件のいずれかを満たした場合は、現行のプロジェクトの優遇税制の残存期間（あれば）で優遇税制を享受するか、または拡大投資プロジェクトにより増えた所得に対する免税・減税を享受することを選択することができます。

拡大投資プロジェクトにより増えた所得に対する免税・減税を適用する期間は、同じ地域・分野にある新規投資プロジェクトで、企業が受ける優遇税制の期間と同様です。

- 1) 拡大投資プロジェクトの投資が完了し、生産活動を開始する際に、法人所得税の優遇税制を受ける分野である拡大投資プロジェクトに対し、追加の固定資産取得原価が 200 億 VND 以上となること。経済的に困難な地域・社会条件を持つ地域、または経済的に特別に困難な地域・社会条件を持つ地域で実施する拡大投資プロジェクトに対しては、追加の固定資産取得原価が 100 億 VND 以上となること。
- 2) 追加の固定資産取得原価が、投資前の固定資産取得原価の合計金額の 20%以上に達すること。
- 3) 投資前に比べ、生産能力が 20%以上向上していること。

※ 上記のいずれの条件も満たさない場合は、現行のプロジェクトの優遇税制の残存期間（あれば）で優遇税制を受けることができます。

※ 拡大投資した分に対して優遇税制を受けることを選択する場合は、拡大投資プロジェクトにより増えた所得を別に記録する必要があります。それぞれ分けて計上することが出来ない場合は、拡大投資により増えた所得は、現状の固定資産取得原価の合計金額と、新規投資した固定資産取得原価の比率によって判定されます。

裾野産業製品の製造等を含め、優遇税制の適用を検討される場合、事前確認や関連当局からの認証の取得、税務と局からの承認等の手続が必要となります。専門的な判断が必要な場合がありますので不明な点がございましたら専門家のアドバイスを仰ぐことをお勧めします。

マレーシア

1. 2022 年の国家予算の編成方針

2021 年 8 月 31 日、財務省（MOF）は 2022 年の予算編成の方針を公表しました。これは予算編成プロセスの透明性を高めるためのマレーシアで初めての取り組みとなります。編成方針には税収戦略が盛り込まれています。なお、2022 年予算案は、2021 年 10 月 29 日に議会に提出される予定です。

2022 年度予算のテーマ

以下の 3 つのテーマに沿って、2022 年の予算は編成されます。

- 国家回復計画（NRP）に基づく経済セクターの段階的な再開による経済回復を支援、促進するプログラムを継続するとともに、新型コロナウイルスが公衆衛生や経済構造に与える長期的な影響に対処する
- 国民、企業の生活手段や収入機会を守ることによって経済の回復力を高める
- コロナ後の構造改革を推進することで、国の競争力を高め、開発アジェンダにおける持続可能性と包括性を確保

2021 年の税収状況

2021 年の予算案では、財政赤字の目標値は 5.4%（対 GDP 比）でしたが、コロナ対策のための財政支出の増加等により、6.5%~7.0%に赤字が拡大する見込みです。

2021 年の税収目標は 1,621 億リンギット（直接税が 1,200 億リンギット、間接税が 421 億リンギット）ですが、2021 年 7 月時点で、直接税の徴収額は目標の 56.2%にあたる 674 億リンギット、間接税の徴収額は目標の 59%にあたる 248 億リンギットとなっています。2021 年上半期の歳入は予想を下回っており、下半期においても新型コロナウイルスの感染拡大や MCO（活動制限）の実施により、減少する見込みです。

税収を増やすための戦略

政府は、税務コンプライアンスの強化による税収増加のため、次のような方策を検討しています。

- マレーシア関税局が管轄する間接税の特別自主開示プログラム（Special Voluntary Disclosure Program: SVDP）の実施。このプログラムでは、納税者が自発的に未納、過少申告、誤申告の税金を関税局に申告することが奨励されます。
詳細はまだ公表されていませんが、過去の間接税の無申告、過少申告等に対するペナルティを軽減することで、納税者が適正に申告を行うモチベーションを高めて、マレーシアの税収を確保することを目的としています。
- 政府調達案件への入札参加者の条件として、税務コンプライアンス証明書を取得する必要があります。

- c) コンプライアンス強化を目的として納税者番号が導入され、収益のもれや有害な税慣行の要素がある取引に関する税務処理の見直しが行われます。

優遇税制の見直し

マレーシアへの投資を促進するため、既存の優遇税制の枠組みの包括的な見直しが行われています。

この見直しの目的は次のとおりです。

- ビジネス環境と経済状況の変化に対応する枠組みの提供
- 投資促進機関による投資評価における役割、焦点、統一性の調整
- 優遇税制の枠組みが国際的なコミットメントに準拠していることの確認
- マレーシアが主要な投資先であり続けること

中期収益戦略の実施

中期収益戦略（Medium-Term Revenue Strategies : MTRS）は、徴税による政府収入の継続的な管理および GDP の成長に伴う政府収入の持続的な増加を目的とします。MTRS は、租税政策、租税管理、税法の枠組みという 3 つの主要な要素から成り、財務省、経済計画課、中央銀行、関税局及び内国歳入庁から構成される技術運営委員会によって計画、実施されます。

MOF からの本件に関する公表資料については、下記ウェブリンクからダウンロード頂けます。

Ministry of Finance Malaysia

2022 Pre-Budget Statement

<https://www.mof.gov.my/pdf/siaran-media/Pre-Budget-2022-Statement.pdf>

お問い合わせ先

FAIR CONSULTING SINGAPORE PTE.LTD.

8 Temasek Boulevard, #35-02A Suntec Tower Three, Singapore 038988

TEL : +65-6338-3180 | FAX : +65-6338-3187

WEB : <https://www.faircongrp.com/>

■ 日本国公認会計士 伊藤 潤哉 / Junya Ito (C.P.A (JAPAN))

E-Mail : ju.ito@faircongrp.com

■ 日本国弁護士 遠藤 衛 / Mamoru Endo

E-Mail : m.endo@faircongrp.com

株式会社フェアコンサルティング

〒104-0045 東京都中央区築地一丁目 12-22 コンワビル 7 階

TEL : +81-3-3541-6863 | FAX : +81-3-3541-6864

■ グローバル RM 金井 暁子 / Akiko Kanai

E-Mail : grm@faircongrp.com

「FCG東南アジア・インド・オーストラリア」本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板の掲載等はお断りいたします。

「FCG東南アジア・インド・オーストラリア」で提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。

フェアコンサルティンググループでは、できる限り正確な情報の提供を心掛けておりますが、「FCG東南アジア・インド・オーストラリア」で提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、フェアコンサルティンググループ及び執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。